

小売物価統計調査の品目の選定基準（案）

<動向編>

1 上位品目の選定基準

家計消費を網羅するため、家計調査の設定品目に準じて上位品目を設定する。各上位品目について、少なくとも1つの財又はサービスを、当該上位品目内に含まれる財又はサービスの中における代表性を判断し、調査品目として選定する。^(注)

(注) 上位品目の中の全ての財・サービスが、以下の「調査品目の選定基準」に該当しなくなり、上位品目として調査品目が選定できなくなった場合には、他の上位品目と統合又は廃止することとする。

2 調査品目の選定基準

調査品目の選定については、以下のi～iiiに掲げる基準により判断することとし、原則として、全ての基準に該当する品目を調査品目とする。

ただし、いずれかの基準を満たさない品目であっても、当該品目を調査しないことにより中分類の代表性を損なうと判断される品目については調査品目とする。

- i) 家計消費支出上、重要度が高い品目
- ii) 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- iii) 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

i) の説明

「重要度が高い」とは、直近の家計調査の家計簿の記載内容を分析して特別集計を行った結果、家計消費支出に占める割合が、原則として1万分の1以上である場合をいう。

ただし、直近1年において、経済的又は社会的な特殊要因により、当該品目の消費量が著しく変化（増加又は減少）している場合などは、1万分の1以上又は未滿であっても、当該特殊要因や社会情勢等を考慮した上で、iの基準への該当性を判断する。

ii) の説明

家計消費支出上、重要度が高い品目を追加する場合は、情報量がより充実するため、基本的に中分類指数の精度向上及び代表性の確保に資すると考えられることから、原則、iiの基準に該当するものとする。

一方で、中分類のうち、以下の①から③に該当するものについては、ii)に該当しないものとして品目を把握しないこととする。

- ① 当該中分類において、より代表性の高い品目が他に存在し、それとの入替えを行う場合
- ② 当該中分類において、同一とみなせる同じ値動きの品目がある場合
- ③ 当該品目を廃止後も、当該中分類指数の動きの傾向が変わらない場合

iii) の説明

「円滑な価格収集が可能」とは、当該品目を取り扱っている店舗が全国的に存在しており、調査員

が当該品目の価格を安定的に調査することが可能な状態をいう。

「価格変化を的確に把握できる」とは、前段の状態に加え、当該品目について、全国的に同品質のものの価格変化を把握できることをいう。

iiiの基準の該当性については、小売物価統計調査の結果又は次の①及び②の方法で確認する。

① 総務省統計局における確認

総務省統計局が、業界統計等の情報収集や関係団体へのヒアリング等を実施することにより、当該品目が全国的に普及しており、実査において調査可能かどうかを判断する。

② 調査員等による出回り調査での確認

上記①の方法で基準の該当性を判断できなかった場合は、調査員等が当該品目の調査可能性について実地に確認（出回りを調査）し、その結果を踏まえて、総務省統計局が判断する。

<構造編>

1 地域別価格差調査

動向編の調査品目のうち、次の i) から vi) に掲げる全ての基準を満たすものを、調査品目とする。

〔選定基準〕

- i) 動向編において通年調査をしている品目
- ii) 特定地域の天候等によって大きく価格変動が生じない品目
- iii) 地域差の把握を目的としていることから、消費実態との乖離を生じさせないようにするため、買い回りの範囲が小さい品目
- iv) 消費生活上の重要度が比較的高い品目
- v) 直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される品目
- vi) 総務省が指定する具体の銘柄（以下、「基本銘柄」という。）が全国的に把握可能であること、調査対象市に調査店舗が存在すること等、継続的に円滑な価格収集が可能な品目

i) の説明

地域別価格を経常的に比較するためには、通年で価格把握が可能である必要があり、特定の季節しか出回らない商品は除く。

ii) の説明

この基準により生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）が除外される。

iii) の説明

以下の動向編の調査品目区分^(注1)及び調査区分^(注2)に合致しない品目を、「買い回りの範囲が小さい」品目とする。

【調査品目区分】

- C：地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目（例：チューインガム、ボールペンなど）
- D：都道府県又は市町村内で価格・料金が均一か又はこれに近い品目（例：新聞代（地方、ブロック紙など）
- E：全国又は地方的に価格・料金が均一又はこれに近い品目（例：たばこなど）
- S：調査地区を設けなくて市町村内全域から調査する品目（例：システムバスなど）

【調査区分】

- ②：人口15万以上の調査市*において調査する品目・銘柄
（※中都市以上の市）
- ③：都道府県庁所在市において調査する品目・銘柄
- ④：都道府県全域において調査する品目・銘柄
- ⑤：全国全域において調査する品目・銘柄

(注1) 動向編の調査品目は、消費者の購入行動、店舗間の価格差等を考慮して、事務要領等において以下の6区分の調査品目区分を設定している。

- A：主として消費者が居住地区近辺で購入する品目で、地区間で価格差がみられる品目
- B：主として消費者が各市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目で、店舗間で価格差がみられる品目
- C：地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目
- D：都道府県又は市町村内で価格・料金が均一か又はこれに近い品目
- E：全国又は地方的に価格・料金が均一又はこれに近い品目
- S：調査区域を設けなくて市町村内全域から調査する品目

(注2) 動向編において、調査品目の一部には、調査市町村に出回りが無いものや継続的に価格が得られないものがあるため、調査市町村の人口規模等に応じた品目の出回り状況を考慮して、事務要領等において以下の6区分の調査区分を設定している。

無印：全調査市町村（東京都区部を含む。）において調査する品目・銘柄

- ①：人口 5 万以上の調査市において調査する品目・銘柄
- ②：人口 15 万以上の調査市において調査する品目・銘柄
- ③：都道府県庁所在市において調査する品目・銘柄
- ④：都道府県全域において調査する品目・銘柄
- ⑤：全国全域において調査する品目・銘柄

iv) の説明

「消費生活上の重要度が比較的高い」とは、調査の効率上、㊦以上（万分比）を目安とする。

v) の説明

品目別に、都道府県別及び市町村別の変動係数等により地域間の価格差を確認し、価格差が大きい順に選定する。

2 銘柄別価格調査

動向編の調査品目のうち、次の基準を満たすものを、調査品目とする。

[選定基準]

同一品目の中に基本銘柄と同等の売れ筋の銘柄が存在し、それが、動向編調査品目の基本銘柄となる可能性があると考えられる品目

(上記の説明)

本調査では、専ら、消費者物価指数に直結する動向編調査品目の基本銘柄の決定や品目改廃に資する情報を得る観点から品目を選定する。

「同等の売れ筋の銘柄」とは、例えば、基本銘柄と同等の売上状況を有し、販売形態が基本銘柄と異なる銘柄などをいう。

3 店舗形態別価格調査

動向編の調査品目のうち、次の i) から v) に掲げる全ての基準を満たすものを、調査品目とする。

[選定基準]

- i) 動向編において通年調査をしている品目
- ii) 天候等によって大きく価格変動が生じない品目
- iii) 消費生活上の重要度が比較的高い品目
- iv) 店舗間の価格差があると判断される品目
- v) 基本銘柄が全国的に把握可能であること、スーパー以外の店舗形態で収集可能であること等、継続的に円滑な価格収集が可能な品目

i) の説明

店舗形態別価格調査は隔月調査であり、2ヶ月ごとの価格推移を集計・公表していることから、通年調査を行っていない季節品目は除外する。

ii) の説明

この基準により生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）が除外される。

iii) の説明

「消費生活上の重要度が比較的高い」とは、調査の効率上、㊦以上（万分比）を目安とする。

iv) の説明

動向編結果等で店舗形態別の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。